

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年9月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第186号	太田設備工業所 太田 武博	松原市西野々1-8-11	令和4年9月1日	令和9年9月29日
大阪狭山 第195号	有限会社米田工業 米田 利博	南河内郡太子町大字春日172番地の2	令和4年9月1日	令和9年9月29日